

(4) 管理全般

(No. 45) 技術・ノウハウの保護・活用 【作業工程：計画、重要度：重要】

規範項目	・農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用
説明	・農業生産の現場において、農業者自らが新たに開発した技術・ノウハウなどについては知的財産として積極的に保護し、活用しましょう。

【取組内容】

1 農業における知的財産について

最近では、農業現場で農業者自らが開発した技術等を「知的財産」として取り扱い、特許権・実用新案権を取得して活用する動きもでてきています。

2 知的財産の活用と保護

生産技術は「知的財産」として取り扱うことで、活用と保護が容易になります。活用方法として、「自らの技術で生産し、収穫物を販売する」、「技術を他者に使わせ、その使用料を徴収する」、「技術を使う権利そのものを販売する」のいずれかがあり、農業者自身の経営・販売戦略に照らし、どの方法を取るか考える必要があります。

3 知的財産の活用手段の選択

(1) 「知的財産」の保護、活用には、大きく分けて次の方法があります。

- ① 権利化：特許権又は実用新案権を取得は、実施や許諾により利益を得たり、消費者へのアピールなど、権利取得の目的が明確な場合に行います。
- ② 秘匿：開発者個人又は限られた地域で利用する技術で、権利を取得して実質的にも保護できない、他者が同じ技術を開発するのが困難な場合に行います。
- ③ 公開：学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教えるなどの方法で、秘匿する必要がない場合や他者の特許化を防止する場合に行います。

(2) いずれも、技術内容等の文書化が必要となるため、専門家（弁理士等）からアドバイスを受けましょう。

《農林水産省「知的財産ルールブック」抜粋》

【URLは以下のとおり】

<https://www.jataff.jp/project/download/pdf/30-2009033011500313072.pdf>

特許権 発明やアイデアを保護

特許法に基づいて一定の期間、発明者が発明技術を独占的に実施できる権利

一口メモ
特許権を取るには、特許庁に出願後、審査請求（出願後3年以内）を行う必要があります。審査が通ったら、出願から審査20年満期特許されます。特許料の支払いがなければ権利はなくなります。

Good!
特許権を取ると、そのアイデアや技術を自分だけで自由に使うことができます。その特許権を使って、自分で商品の製造や販売することもできますし、この特許権の利用を他人に許可して、特許使用料（ライセンス料）をもらうこともできます。

Attention!
特許は、先に出版した人に考えられますから、新しいアイデアや技術は早く出版することが大切です。特許出願前に、その内容を公開してしまうと、特許権がとれなくなるので、出願するまでは、他人に情報を漏らさないように注意しましょう。

規範項目	・登録品種の種苗の適切な使用（法令上の義務）										
説 明	<p>・高収量や高品質、耐病性等に優れた品種は農業生産の重要な柱であり、長期間の労力と費用をかけて育成され、種苗法及び種苗法施行規則によって、育成者の権利が保護されています。登録品種の種苗・収穫物の利用については、適正に行いましょう。</p>										
<p>【取組内容】</p> <p>1 品種育成者の権利保護</p> <p>(1) 登録品種を利用（生産、譲渡等）する際は、権利者の許諾が必要です。他人に穂木や種子を渡すなど、安易な登録品種の種苗の譲渡は、育成者の権利を侵害するばかりでなく、その品種を生産している他の生産者にも甚大な影響を及ぼしますので、決して行ってはなりません。</p> <p>(2) 以下のような場合は、農業者でも権利者の利用許可が必要です。</p> <p>① 栄養繁殖植物のうち自家増殖が禁止されている植物（82種類）を増殖する場合</p> <p>② いちご等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合</p> <p>③ 契約で自家増殖が禁止されている場合</p> <p>④ 自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合（有償、無償を問わない）</p> <p>2 登録品種の利用許諾</p> <p>登録品種を利用する際に権利者の許諾を怠ると、民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。</p> <p>(1) 民事請求</p> <p>① 当該品種の生産・販売等の差止め</p> <p>② 無断利用によって育成者権者が被った損害賠償</p> <p>③ 無断利用によって育成者権者が被った信用の低下を回復するための措置</p> <p>(2) 刑事罰</p> <p>個人の場合は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科、法人の場合は、3億円以下の罰金。</p>											
<p>《農業者でも権利者の利用許可が必要な植物》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">①野菜</td> <td>トマト、だいこん、なす、にんじん、きゅうり、すいか、メロンなど</td> </tr> <tr> <td>②果樹</td> <td>くるみ、スグリなど</td> </tr> <tr> <td>③草花類</td> <td>アルストロメリア、ガーベラ、かすみ草、カーネーション、など</td> </tr> <tr> <td>④観賞樹</td> <td>アカシア、あじさい、クチナシ、ナナカマドなど</td> </tr> <tr> <td>⑤きのこ</td> <td>きくらげ、シイタケ、ひらたけ、ほんしめじなど</td> </tr> </tbody> </table> <p>【詳しくは以下のURL参照】</p> <p>http://www.hinsyu.maff.go.jp/act/seido.html</p>		①野菜	トマト、だいこん、なす、にんじん、きゅうり、すいか、メロンなど	②果樹	くるみ、スグリなど	③草花類	アルストロメリア、ガーベラ、かすみ草、カーネーション、など	④観賞樹	アカシア、あじさい、クチナシ、ナナカマドなど	⑤きのこ	きくらげ、シイタケ、ひらたけ、ほんしめじなど
①野菜	トマト、だいこん、なす、にんじん、きゅうり、すいか、メロンなど										
②果樹	くるみ、スグリなど										
③草花類	アルストロメリア、ガーベラ、かすみ草、カーネーション、など										
④観賞樹	アカシア、あじさい、クチナシ、ナナカマドなど										
⑤きのこ	きくらげ、シイタケ、ひらたけ、ほんしめじなど										

規範項目	・ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存
説明	・農業生産工程管理（GAP）に取り組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるほ場の位置、面積等に係る記録を作成し保存しましょう。

【取組内容】

1 ほ場情報の台帳管理

(1) ほ場や施設の名義・場所が作業員間で統一されていないと、打合せや作業指示、作業記録に反映されないため、全てのほ場や施設をほ場管理台帳にして管理しましょう。その際、以下の点は必ず記載し、作業を指示・委託する場合には、作業員や受託者に対し、危険箇所等を説明しましょう。

- ① 傾斜や崖など、農業機械の出し入れが困難な地形や危険な場所
- ② 周辺ほ場からの農薬飛散や、周辺ほ場・住宅等への農薬飛散の可能性の有無

(2) ほ場管理台帳に基づき、農作業計画を策定する場合、前作の内容を考慮する必要がある時は、ほ場の栽培履歴などの情報を逐次、管理台帳に記録することも有効な手段となります。

2 ほ場情報の共有化

(1) ほ場の管理台帳は、GAPによる工程管理の基礎となるため、作成した管理台帳は事務室や作業場など、作業員全員が常に確認できる場所に配置し、情報の共有化を図りましょう。

(2) 管理台帳による危険箇所の把握だけではなく、実際に農作業事故等が発生した場合を想定した「危機管理のための対応マニュアル」や「緊急連絡先リスト」なども作成し、作業員全員が常に確認できる場所に配置しましょう。

《ほ場管理台帳の作成例》



《連絡先等の作成例》

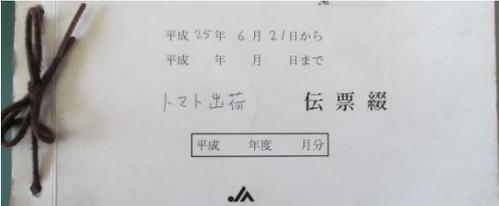
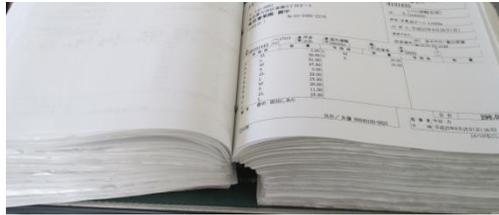
区分	氏名	連絡先
栽培管理責任者	〇〇 △雄	090-1234-5678
品質管理責任者	〇〇 △雄	090-1234-5678
農薬使用管理者	□□ ○郎	090-2345-6789
肥料使用管理者	□□ ○郎	090-2345-6789
会計責任者	△△ △子	090-3456-9876

区分	氏名	連絡先	携帯連絡先
〇〇農協××支店	〇〇営農指導員	017-123-4567	090-1234-5678
〇〇市役所農林課	〇〇係長	017-123-2111	090-4321-7865
〇〇〇警察署		017-124-2221	緊急時は 110
〇〇〇消防署		017-124-2567	緊急時は 119

規範項目	・農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存																																																							
説 明	・農業者は法令に基づき農薬を使用したときに、使用年月日や使用場所、対象農作物等必要事項を帳簿に記載しなければなりません。また、肥料についても、事後に使用状況等を確認できるように、購入伝票や使用履歴等の記録を保管しましょう。																																																							
【取組内容】	<p>《農薬・肥料使用記録簿》</p> <p>【農薬使用記録 様式例】</p> <p>様式は特に決められていませんが、生産履歴管理又は栽培管理日誌として記載できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">防除日誌</td> </tr> <tr> <td>作物名</td> <td>ぶどう</td> <td>氏名</td> <td colspan="2">青森野 正直</td> </tr> <tr> <td>品 種</td> <td>〇〇〇</td> <td>地 番</td> <td>2-3</td> <td>面 積 1.0a</td> </tr> <tr> <th>月 日</th> <th>対象病害虫</th> <th>薬 剤 名</th> <th>倍 率・使用量</th> <th>メ モ</th> </tr> <tr> <td>4/15</td> <td>晚腐病</td> <td>〇〇液剤</td> <td>250倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5/12</td> <td>フタテンヒメ ヨコバイ</td> <td>△△水和剤</td> <td>2000倍</td> <td>昨年より発生 早め</td> </tr> <tr> <td>6/3</td> <td>灰色かび病</td> <td>××水和剤</td> <td>800倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>：</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【肥料使用記録 様式例】</p> <p>肥料使用状況</p> <p>作物名 こぼろ 氏名 _____</p> <p>品種名 こぼろ ほ場名 _____ 面積 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>作業名</th> <th>肥料名(成分)</th> <th>使用量10a当たり</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	防除日誌					作物名	ぶどう	氏名	青森野 正直		品 種	〇〇〇	地 番	2-3	面 積 1.0a	月 日	対象病害虫	薬 剤 名	倍 率・使用量	メ モ	4/15	晚腐病	〇〇液剤	250倍		5/12	フタテンヒメ ヨコバイ	△△水和剤	2000倍	昨年より発生 早め	6/3	灰色かび病	××水和剤	800倍		：					月 日	作業名	肥料名(成分)	使用量10a当たり	備 考										
防除日誌																																																								
作物名	ぶどう	氏名	青森野 正直																																																					
品 種	〇〇〇	地 番	2-3	面 積 1.0a																																																				
月 日	対象病害虫	薬 剤 名	倍 率・使用量	メ モ																																																				
4/15	晚腐病	〇〇液剤	250倍																																																					
5/12	フタテンヒメ ヨコバイ	△△水和剤	2000倍	昨年より発生 早め																																																				
6/3	灰色かび病	××水和剤	800倍																																																					
：																																																								
月 日	作業名	肥料名(成分)	使用量10a当たり	備 考																																																				
1 農薬の使用記録	<p>(1) 農薬の総使用回数超過を防ぐため、農薬の使用前には、農薬のラベルと併せて農薬散布記録簿も必ず確認しましょう。</p> <p>(2) 農薬の使用方法(収穫前日数等)に違反しないよう、農作物の収穫・出荷前には、農薬散布履歴簿により農薬の使用後日数を確認しましょう。</p> <p>(3) 農薬を使用する者が、遵守すべき基準を定める省令に定められている帳簿記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 使用月日、使用場所 ② 使用した農作物 ③ 使用した農薬の種類又は名称 ④ 単位面積当たりの使用量又は希釈倍数 <p>(4) 環境と調和のとれた農業生産活動規範においても、農薬の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項としています。</p>																																																							
2 肥料の使用記録	<p>(1) 肥料を使用した場合は、以下について使用記録簿に記載しましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施用月日、施用場所 ② 施用した農作物 ③ 施用した肥料の名称 ④ 施用面積、施用した量 <p>(2) 肥料の使用記録と併せて、農作物の生育の良否についても記録しましょう。これらは施肥管理の実際面での効果につながるるとともに、次作の施肥設計の際に重要なデータとなります。</p>																																																							

(No. 49) 情報の記録・保管 【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・種子（野菜・米のみ）・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存、資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存																																																																																								
説明	・農業生産活動に関する情報や農薬・肥料等の生産資材の施用状況を事後に確認できるように購入伝票等を保存し、資材の殺菌消毒等の作業記録や保守管理に関する記録を保管しましょう。																																																																																								
<p>【取組内容】</p> <p>1 購入伝票の保存 種子、苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票や関連する記録帳票（ノート、伝票を含む）は保存しておきましょう。</p> <p>2 農作業の記録 生産活動の内容が確認できるよう、かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組も記録しておきましょう。</p> <p>3 記録の保存 これらの伝票等を保存することは、GAPに基づく点検や他者からの説明の求めなどに対する上でも不可欠であり、記録は、GAPに基づく点検を行うまではもちろんのこと、点検後、少なくとも1年程度（次回の点検まで）は保存しておきましょう。</p> <p>4 農作業工程の管理 農薬や肥料を含む農作業工程を記録することで以下のことも期待できます。</p> <p>(1) 消費者への情報提供による農産物の信頼度の向上</p> <p>(2) 農薬を含む資材の効果的な使用法が検証でき、結果的に無駄が減少</p> <p>(3) 栽培技術のチェックで安定生産や品質の向上、労働時間や経費の節減に役立つ</p> <p>(4) 万が一の食品危害に際しての原因究明の重要な手がかりとなり、素早い原因究明・対応が可能となります。</p>	<p>《生産履歴等》</p> <p>生産履歴の例</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">栽培記録（生産履歴）</th> </tr> <tr> <td>品目</td> <td>トマト</td> <td>品種</td> <td>桃太郎</td> </tr> <tr> <td>生産者住所</td> <td colspan="3">〇〇町〇〇1</td> </tr> <tr> <td>生産者氏名</td> <td colspan="3">青森 太郎</td> </tr> <tr> <td>生産ほ場</td> <td>〇〇町〇〇</td> <td>面積</td> <td>100 a</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>資材名</th> <th>施用年月日</th> <th>施用量</th> </tr> <tr> <td>土づくり</td> <td>ポカシ</td> <td>4月5日</td> <td>〇〇kg/10a</td> </tr> <tr> <td>施肥</td> <td>化成〇号</td> <td>4月20日</td> <td>〇〇kg/10a</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>農薬名</th> <th>使用年月日</th> <th>使用量</th> </tr> <tr> <td>除草</td> <td>〇△フロアブル</td> <td>6月8日</td> <td>500ml/10a</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>農薬名</th> <th>使用年月日</th> <th>使用量</th> </tr> <tr> <td>病害虫防除</td> <td>〇〇粒剤</td> <td>6月20日</td> <td>4kg/10a</td> </tr> <tr> <th>作業工程</th> <th>作業時期</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <td>堆肥施用</td> <td>4月5日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>農薬管理台帳の例</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="6">農薬管理台帳</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>購入年月日</th> <th>数量</th> <th>使用年月日</th> <th>数量</th> <th>在庫数量</th> </tr> <tr> <td>〇△液剤</td> <td>5月10日</td> <td>10</td> <td>5月20日</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			栽培記録（生産履歴）				品目	トマト	品種	桃太郎	生産者住所	〇〇町〇〇1			生産者氏名	青森 太郎			生産ほ場	〇〇町〇〇	面積	100 a	区分	資材名	施用年月日	施用量	土づくり	ポカシ	4月5日	〇〇kg/10a	施肥	化成〇号	4月20日	〇〇kg/10a	区分	農薬名	使用年月日	使用量	除草	〇△フロアブル	6月8日	500ml/10a	区分	農薬名	使用年月日	使用量	病害虫防除	〇〇粒剤	6月20日	4kg/10a	作業工程	作業時期	備考		堆肥施用	4月5日			農薬管理台帳						品名	購入年月日	数量	使用年月日	数量	在庫数量	〇△液剤	5月10日	10	5月20日	5	5												
	栽培記録（生産履歴）																																																																																								
	品目	トマト	品種	桃太郎																																																																																					
	生産者住所	〇〇町〇〇1																																																																																							
	生産者氏名	青森 太郎																																																																																							
	生産ほ場	〇〇町〇〇	面積	100 a																																																																																					
	区分	資材名	施用年月日	施用量																																																																																					
	土づくり	ポカシ	4月5日	〇〇kg/10a																																																																																					
	施肥	化成〇号	4月20日	〇〇kg/10a																																																																																					
	区分	農薬名	使用年月日	使用量																																																																																					
除草	〇△フロアブル	6月8日	500ml/10a																																																																																						
区分	農薬名	使用年月日	使用量																																																																																						
病害虫防除	〇〇粒剤	6月20日	4kg/10a																																																																																						
作業工程	作業時期	備考																																																																																							
堆肥施用	4月5日																																																																																								
農薬管理台帳																																																																																									
品名	購入年月日	数量	使用年月日	数量	在庫数量																																																																																				
〇△液剤	5月10日	10	5月20日	5	5																																																																																				

規範項目	・野菜・果実・麦等の農産物の出荷に関する記録の保存（農協等への販売の委託を行う場合、記録の作成・保存を依頼等してよい）
説明	・野菜・果実・麦等の農産物は、食品衛生法により、生産から小売りに至る各段階の記録と保存が求められているため、生産者は生産から出荷に係る記録を作成・保管しましょう。
<p>【取組内容】</p> <p>1 記録の作成・保存の必要性</p> <p>食品衛生法において、「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称、その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するように努めなければならない」と定められており、対象事業者は、食品の原料又は材料として使用する農林水産物の生産者となります。</p> <p>2 記録の作成・保存</p> <p>(1) 野菜及び果実の出荷に際して、農林水産物の生産者が記録の作成、保存に努めるべき内容として次の事項があります。</p> <ol style="list-style-type: none">① 生産品の品名② 生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地③ 出荷又は販売年月日④ 出荷量又は販売量（出荷又は販売先ごと1回又は1日ごと）⑤ 食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の記録等⑥ 記録は3年間、保存しましょう。 <p>(2) 生産者が販売を委託している農協等の第三者に対して、出荷記録の作成及び保存を依頼することも可能です。</p>	<p>《出荷に係る伝票》</p>  

規範項目	・米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保持（法令上の義務を含む）
説明	<p>・米や米加工品については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」により、出荷・販売、加工・製造に関する必要事項が記載された伝票等の受領・保存等を行わなければなりません。</p> <p>食品事故が発生した際の原因の究明のためにも大変重要です。</p>

【取組内容】

1 米トレーサビリティ法

(1) 米穀（もみ、玄米、精米、砕米）、米粉、米飯類（各種弁当、米飯を調理したもの、冷凍食品、レトルト食品、缶詰含む）、米加工品（餅、だんご、米菓、清酒）などの米・米加工品については、米穀等の取引等に係る情報及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）により、次の事項に係る記録の作成・保存が義務付けられています。

- ①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先の相手方の氏名又は名称、⑥搬入又は搬出した場所、⑦用途限定米穀についてはその用途

(2) 作成した記録は、3年間保存する必要があります。ただし、消費期限が付された商品については、3か月、賞味期限が3年を超える商品については5年間の保存が必要となります。

2 食品衛生法

(1) 事業者は、食品衛生法に基づき、次の事項について可能な限り記録し、一定の期間保存する必要があります。

- ①生産品の品名、②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、③出荷又は販売年月日、④出荷量又は販売量（出荷又は販売先ごと1回又は1日ごと）、⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の記録等

(2) 保存期間は農作物の流通実態に応じて合理的な期間となるよう設定しましょう。

《米トレーサビリティ法》

生産者の皆さまへ
お米の出荷時の注意
米トレーサビリティ制度®へのご理解と適正な取組をお願いします。

米トレーサビリティ制度®の目的

- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートをややかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

生産者の皆さまも取組が必要です。

- ✓ **伝票を受領・発行** 出荷・搬出する際には、伝票等を受領するが、自ら出荷記録を作成してください。
- ✓ **3年間保存** 受領した伝票や作成した記録等は3年間保存してください。
- ✓ **産地を伝達** 出荷・搬出する際には、原料米の産地を伝票等で取引相手に伝えてください。必要事項が記載された伝票等を受領・保存（3年間）

この法律により、生産者の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、同様の取組を行わなければならないことになっています。

農林水産省

米加工品製造業の皆さまへ
米トレーサビリティ制度®へのご理解と適正な取組をお願いします。

米トレーサビリティ制度®の目的

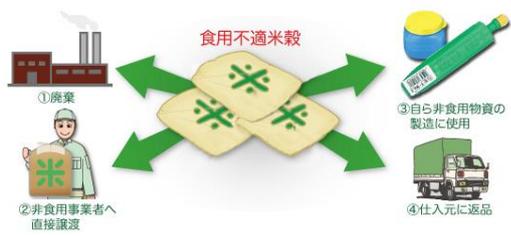
- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートをややかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

米加工品製造業の皆さまも取組が必要です。

- ✓ **伝票の受領・発行** 原料となる米・米加工品が入庫する際には、伝票等（製品票など）を受領するが、取引記録を作成してください。また、米加工品を出荷する際には、必要事項を正しく記載した伝票等（製品票など）を発行してください。
- ✓ **3年間保存** 受領・発行した伝票や、作成した記録等は3年間保存してください。
- ✓ **産地を伝達** 米加工品を出荷する際には、原料米の産地を伝票等で取引相手に伝えてください。一般消費者向け商品を生産する際は、最終・包装への原料米の産地の記載等が必要です。必要事項が記載された伝票等

この法律により、米加工品製造業の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、同様の取組を行わなければならないことになっています。

農林水産省

規範項目	<ul style="list-style-type: none"> ・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務） ・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務） 																																								
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・加工用米等の用途限定米穀については、「主要な食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）に基づき、その取扱いに関するルールが定められているため、出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管しましょう。 																																								
<p>【取組内容】</p> <p>1 用途限定米穀の場合</p> <p>(1) 用途限定米穀（いわゆる生産調整として取り組まれる加工用米（地域流通契約を含む）、新規需要米（米粉用、飼料用等）など）を、その定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売してはいけません。</p> <p>(2) 用途限定米穀を保管する場合、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかとなるよう「票せん」により掲示してください。</p> <p>(3) 用途限定米穀を販売する場合の措置</p> <p>① 紙袋等の包装に用途を表示してください。加工用米は「加」、米粉用米は「粉」、飼料用米は「飼」、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示しましょう。</p> <p>② 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売する。</p> <p>③ 定められた用途に確実に使用されるよう措置すること。定められた用途に確実に使用する旨の誓約書の提出、転売禁止及び違反した場合の違約措置を契約書に明記する。</p> <p>(4) 自ら出荷・販売した用途限定米穀の用途外使用が判明したときには、速やかに関係機関（農政局又は県）に連絡してください。</p> <p>2 食用不適米穀の場合</p> <p>かびが付着した米穀や、重金属や残留農薬の基準値を超えた米穀は、食糧不適米穀となるため、販売してはいけません。米穀とは厳格に区分して管理し、食用不適米穀であることを「票せん」により掲示します。また、食用不適米穀は、廃棄するか関係法令に留意して非食用（飼用、バイオ燃料等）として適切に処理してください。</p> <p>3 記録・保存</p> <p>米トレーサビリティ法に基づき取引記録等の作成・保存を行い、国や県から求めがあった場合は、その記録を速やかに提示しなければなりません。</p>	<p>《用途限定米穀の種類》</p> <p>① 加工用米 清酒等の酒類、加工米飯、みそなどの調味料、上新粉などの粉類、米菓類等の原料用</p> <p>② 新規需要米 飼料用、米粉用（パン、麺等の従来とは異なる用途）、輸出用、バイオエタノール用等</p> <p>③ 備蓄米 国の備蓄用の買入れに係る米穀</p> <p>④ 区分出荷米 米以外の原料や輸入米粉調製品の原料の代替用途等に限定した用途</p> <p>【食用不適米穀の措置】</p>  <p>① 廃棄 ② 非食用事業者へ直接譲渡 ③ 自ら非食用物資の製造に使用 ④ 仕入元に返品</p> <p>※食用不適米穀とは</p> <p>① カビが付着した米穀 ② 重金属の基準値を超えた米穀 ③ 残留農薬基準値を超えた米穀</p> <p>【用途限定米穀の保管】</p> <p>用途限定米穀</p>  <p>【票せんの例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">用途限定米穀（米粉用米）</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>年産産地</th> <th>銘柄</th> <th>等級</th> <th>包装量目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稲うるち</td> <td>21</td> <td>〇〇</td> <td>コシヒカリ</td> <td>3 カミ30kg</td> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>摘要</th> <th>受入</th> <th>払出</th> <th>在庫</th> </tr> <tr> <td>21.10.10</td> <td>JA◇◇</td> <td>50</td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>21.10.15</td> <td>JA△▽</td> <td>50</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途限定米穀（米粉用米）					種類	年産産地	銘柄	等級	包装量目	水稲うるち	21	〇〇	コシヒカリ	3 カミ30kg	年月日	摘要	受入	払出	在庫	21.10.10	JA◇◇	50		50	21.10.15	JA△▽	50		100										
用途限定米穀（米粉用米）																																									
種類	年産産地	銘柄	等級	包装量目																																					
水稲うるち	21	〇〇	コシヒカリ	3 カミ30kg																																					
年月日	摘要	受入	払出	在庫																																					
21.10.10	JA◇◇	50		50																																					
21.10.15	JA△▽	50		100																																					